

平成30年(行コ)第5号 固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求控訴事件

(原審・那覇地方裁判所平成29年(行ウ)第9号)

控訴人(一審被告) 那覇市長城間幹子

控訴人(一審被告補助参加人) 一般社団法人久米崇聖会

被控訴人(一審原告) 金城照子

控訴審第2準備書面(訂正版)

平成30年9月5日

福岡高等裁判所那覇支部 御中

控訴人(一審被告補助参加人)訴訟代理人弁護士

当 山 尚



同

大 島 優



第1 はじめに

本件は、孔子廟や儒学の歴史的意味について、全国のみならず沖縄におけるそれを確実な裏付けをもとに理解したうえで事実を認定し、判断する必要があるところ、本書面では、中国と琉球の関係、日本と琉球の関係、琉球史及び沖縄の民俗学等の各視点から、斯界の権威である研究者の意見書を踏まえて、本件免除が政教分離規定に反するものではないことについて、主張を補充する。

具体的には、まず、原判決の政教分離規定の判断について第3で整理を行ったうえで、第4以降において、その判断の核となっている「本

件施設の儒学・儒教」（争点1），釋奠祭禮の性格（争点2），本件施設の性格（争点3），控訴人一般社団法人久米崇聖会（以下、「久米崇聖会」という。）の性格（争点4），一般人の評価（争点5）について，研究者の意見書を踏まえて主張を補充する（本件設置許可等の目的も争点となっているが，これについては，被告の控訴理由書の主張を援用する）。

なお，原判決には，上記の研究者の意見書の観点とは別に，いくつか事実を誤認している点もあるため，その点について第2で予め指摘しておきたい。

第2 事実誤認（研究者の意見書と別の観点のもの）

1 原判決の第3の1の認定事実について

(1) 同(3)のイの第4段落について

原判決は，本件施設の一部である啓聖祠について「拝所（神靈がよりつく聖域）として使用されているのみであって，一般公開されていない」と主張する。

しかし，控訴理由書の第2の7の(5)で主張したとおり，啓聖祠の扉を閉めているのは，管理上の理由によるものであり，何ら宗教的な意味があるわけではない。

啓聖祠には，孔子の父や四配の祖先の神位が存在するが，孔子廟と同様に，地域の伝統文化・歴史の保存や，伝統的な習俗の継承をしていくために管理しているものであり，公開することに何ら支障はない施設である（稲福意見書（丙99）8頁）。

(2) 同(3)のウについて

原判決では，「遷座御願という儀式が行われ，旧至聖廟内にある大成殿，天尊廟及び天妃宮並びに新大成殿でいわゆるユタ・・・（省略）・・・による祈禱が行われた。久米崇聖会のウェブペー

ジでは、『ユタが拝所など人々の信仰を行っている場所で人間と神様との間で橋渡し役として祈祷を行う。そのため、遷座式の前に旧至聖廟内にある大成殿、天尊廟、天妃宮で祈祷が行われた』などと説明されており」と認定している。

これは、甲第13号証により認定しているものと思われるが、久米崇聖会作成のウェブページは、実際には甲第13号証のようなものではない。甲第13号証に記載されたURLで表示される久米崇聖会のウェブページは、丙第31号証の1のとおりであり、そこには上記の引用された記載はない。

甲第13号証の記載は、久米崇聖会のウェブページの動画の写真を用いて、何者かが、さも久米崇聖会が記載したかのように加筆したものであり、これを久米崇聖会が記載したものとして、事実認定の基礎とすべきではない。

久米崇聖会のウェブページの作成年が2013（平成25）年となっていたながら、理事長・副理事長の記載について「2013年当時」と記載されていることからも、久米崇聖会のウェブページについて何者かが加筆を行ったと思われる。

2 原判決の第3の2の事実について

(1) 同(2)のアの第3段落の第4文について

原判決は、「久米三十六姓の末裔以外の者が釋奠祭禮を直接実施すると、祭祀事業の形骸化、観光ショーア化、世俗化の恐れがあるとして、祭官である祭主や執事を務めることができるのは、久米三十六姓の末裔である補助参加人の会員のみとしている」としている。

しかし、控訴理由書の第2の4の(3)で指摘したとおり、丙第3号証には、「久米三十六姓の末裔以外の者が釋奠祭禮の祭祀事業

等を直接実施した場合、その事業の歴史的価値は格段に下がり、約400年間続いてきた伝統は失われると考えており、具体的に、事業の形骸化、観光ショーア化、そして世俗化の恐れがある」と記載されており、原判決は、一部の事実（その事業の歴史的価値は格段に下がり、約400年間続いてきた伝統は失われると考えており）をあえて省いているが、この重要な一部を除去すると、歴史や伝統とは異なる理由で会員を限定したかのような異なる意味となってしまうため、事実関係の誤認である。

(2) 同(2)のアの第4段落について

同段落での遷座式について判断は、2の(3)で指摘した誤った事実を前提としており、同段落の事実認定も誤っている。

(3) 同(2)のイの第2段落について

控訴理由書の第2の5で指摘したとおり、原判決が取り上げているのは、那覇市の委員の意見の一部にすぎない。原判決は、那覇市が儒学を宗教ではないと判断した経緯を踏まえないまま判断をしており、事実を誤認している。

(4) 同(2)のエの第4段落の第2文について

原判決は、「要請書の内容からして、本件施設のような本格的な（歴史公園風イメージではない）施設を、敷地を無償で提供して設置することまでを要望したものとみることはできない」としている。

しかし、控訴理由書の第2の7の(2)で指摘したとおり、乙第3号証及び丙第14号証は、第二次世界大戦で焼失してしまった歴史的景観の一つとして孔子廟を再建するために、那覇市側に便宜を図ってほしいという趣旨のものである。この便宜について、敷地を無償で提供することが除外されていると考える方が不自然で

あり、敷地を無償で提供することも含めて、要請がなされていると考える方が自然である。

(5) 同(2)のエの第4段落の第3文について

原判決は、「補助参加人は、その正会員が久米三十六姓の末裔に限定されており、・・・（省略）・・・本件施設内には補助参加の関係者以外には非公開の施設も存在する」として、閉鎖性を有するとして、まるで宗教性ゆえに閉鎖性があるかのように認定している。

しかし、これについても、控訴理由書の第2の7の(4)及び(5)のとおり、事実を誤認したものである。

(6) 本件施設の建設位置等にみられる宗教的意義の有無について

被告の控訴理由書の第2の主張のとおり、事実を誤認したものであるため、被告の主張を採用する。

第3 原判決の整理

1 原判決の儒学（儒教）についての判断

まず、原判決は、本件施設とかかわりのある儒学（儒教）が「特定の宗教」に該当するかどうかについては、明確に判断していない。

しかしながら、原判決は、釋奠祭禮の性格（争点2）について判断する際に、「釋奠祭禮は、…（省略）…儒教一般の宗教該当性の結論いかんにかかわらず、神格化された孔子や四配を崇め奉るという宗教的意義を有する儀式にほかならない」（30頁目の12行目以下）と判示しており、また、一般人の評価（争点5）について、「松山公園の無償提供状態は、儒教一般の宗教該当性についての結論いかんにかかわらず、一般人の目から見て、那覇市が補助参加人の活動に係る特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむ得を得ない」（35頁目の14行目以下）と判示している。

そうすると、原判決は、本件施設とかかわりのある儒学（儒教）の宗教性（争点1）は、儒教一般の宗教該当性を論ずるまでもなく、「特定の宗教」に該当するかのような判示をしている。

この点については、学者（研究者）の意見書を根拠として、第4で改めて原判決の誤りを指摘する。

2 原判決の判断の構成

原判決は、本件施設で行われている釋奠祭禮を「宗教的意義を有する儀式」と判断し（釋奠祭禮の性格（争点2），原判決30頁），本件施設を「宗教的性格を色濃く有する施設」と判断している（本件施設の性格（争点3），原判決31頁）。

そのうえで、本件設置許可等の目的には「宗教的意義も含まれていたと言わざるを得ない」（本件設置許可等の目的，原判決33頁）と判断し、久米崇聖会を「本件施設等において宗教的行事を行うことを主たる目的とする団体」と判断している（久米崇聖会の性格（争点4），原判決34頁）。

さらに、松山公園の無償提供状態は、「特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ない」と判断している（一般人の評価（争点5），原判決35頁）。

そして、原判決は、これら判断をもとに、「本件免除は、那覇市と本件施設とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超える」として、政教分離規定に違反すると結論付けている。

第4 本件施設とかかわりのある儒学（儒教）の非宗教性（争点1）

1 はじめに

琉球や本件施設における儒学の歴史的意味を踏まえれば、本件施

設とかかわりのある儒学は、その伝来過程からして実践的政治思想（治世観・政治哲学）や一般教養としての道徳・学問であった。その他、儒学が、外交手段や習俗としての文化としての意味をもつことはあっても、宗教的な意味をもつものではなかった。

以下、まずは、2で原判決との関係を整理したうえで、3で宗教の定義を確認し、4以降でその歴史的意味について主張する。

2 原判決との関係の整理

第3の1で述べたとおり、原判決は、儒学の宗教性について審理を尽くさないまま、本件施設とかかわりのある儒学（儒教）が当然に宗教であるかのような認定をしている。

しかし、控訴理由書の第2の3の(1)で主張したとおり、政教分離の問題は、国家と「特定の宗教」との関わり合いの問題であることに争いはなく、原判決も、「特定の宗教に対して特別の便益を提供し、援助していると評価されてもやむを得ない」という表現を使っている（原判決の35頁目）。

そうすると、本件施設と関わり合いのある「儒学」が、そもそも「特定の宗教」であるのかどうかについて、歴史的経緯を踏まえた文化的・社会的意味を十分に理解したうえで判断すべきであるにもかかわらず、十分な審理を尽くさなかったために、原判決は誤った判断をしている。以下では、宗教の定義を確認したうえで、詳述する。

3 宗教の定義

まず、儒学の宗教性を検討する前提として、憲法上の宗教の定義が問題となるが、憲法上の宗教とは、「超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、靈等）の存在を確信し、畏敬崇拜するもの」である（通説、名古屋高判昭和46年5月14日行集22巻5号680頁）。

4 本件施設に関係のある儒学の歴史的経緯

(1) 日本ルートで伝來した儒学（儒教）の性質

まず、琉球への儒学（儒教）の伝来には、京都五山の僧侶や薩摩等からの日本ルートと、久米三十六姓等中国からの渡来人や官生などの留学生による中國ルートの二つの系統があったが、前者の日本ルートが先であり、その時期は12世紀～13世紀であった（上里意見書（丙97）4頁）。

日本ルートで琉球に伝えられた儒学（儒教）は、宋代の「朱子学」であったが、この朱子学は、官吏登用試験としての科挙制度を背景に、新儒学と言われるほど、それまでの儒学（儒教）を新しく解釈し直したものであった（上里意見書（丙97）4, 5頁）。

すなわち、中国の知識人の間では、以前から、儒学（儒教）の知的・倫理的・道徳的側面を重視する傾向があったが、科挙制度の確立により、儒学（儒教）の知的・倫理的・道徳的側面がさらに重視され、倫理・道徳や経書の解釈を中心とする「朱子学」が台頭しており、琉球に伝えられたのはこの朱子学であった（上里意見書（丙97）4, 5頁）。

科挙においては、儒学（儒教）の經典の解釈や詩文の作成、具体的な時事問題に対する解決策等が試験科目となっていたが、朱子学は、この科挙に応募する官僚予備軍を主体とする学問となっていた（上里意見書（丙97）5頁）。

このように、琉球へ日本ルートから伝來した儒学は、まさに、官吏登用試験のための学問であった（上里意見書（丙97）5頁）。

(2) 中国ルートで伝來した儒学（儒教）の性質

ア はじめに

中国ルートで伝來した儒学（儒教）については、まず、羽地朝秀（1617年～1675年）により広められたことが知られている（高良意見書（丙96）2頁）。その後、久米村出身の人物である程順則（1663

年～1734年）と蔡溫（1682年～1761年）が、羽地朝秀の路線を継承し、さらに沖縄に儒学が広められた（高良意見書（丙96）3頁）。

以下、それぞれの儒学の性質について述べる。

イ 羽地朝秀により広められた儒学の性質

琉球王国では、1609年に薩摩軍の侵攻を受けた後、新たな時代に対応できる統治体制の構築を目指す必要があり、その事業を本格的に推進したのが羽地朝秀であった（高良意見書（丙96）2頁）。

羽地朝秀は、この統治のための政策論として、旧来の思想・意識を抜本的に改革し、新時代に即応できる思想・意識の形成を図ろうと考え、琉球古来の思想・意識に代わる治世観・政治哲学としての儒学（儒教）を中國から採りいれ、琉球に広めていった（高良意見書（丙96）2頁）。

このように、羽地朝秀により琉球に広められた儒学は、治世観・政治哲学としての性質をもつものであった（高良意見書（丙96）2, 3頁）。

ウ 程順則・蔡溫により広められた儒学の性質

その後、程順則は儒学（儒教）の普及書としての『六諭衍義』を中國から持ち帰って琉球に広めた（高良意見書（丙96）3頁）。

この『六諭衍義』の内容は、「孝順父母（父母に孝行せよ）」「尊敬長上（目上の人を尊敬せよ）」「和睦鄉里（村里において和睦せよ）」「教訓子弟（子弟を教え導け）」「各安生理（各々の生業に励め）」「母作非為（悪い行いをするな）」といった明の洪武帝が庶民の道徳的生活理念を説いた「六諭」を分かりやすく解説したものであった（赤嶺意見書（丙98）3頁）。

また、この『六諭衍義』は、程順則が中国の福州より持ち帰り、薩摩を経て將軍吉宗に献上され、和訳されて江戸時代庶民教育のテキストとして広く用いられたものであり、日本で儒学（儒教）が学問として受容されるきっかけとなったものでもあり、まさに

道徳的生活理念、学問としての性格をもつものであった（赤嶺意見書（丙98）3頁）。

さらに、^{さいわん}蔡渢は琉球人民に広く儒学（儒教）を普及する目的で『御教条』の出版を行うなどしたが、これは、一般教養たる学問として、人民に広く普及したものであった（高良意見書（丙96）3頁）。

(3) 伝來した儒学（儒教）の性質

以上の経緯で、儒学（儒教）は、士族支配階級層には、政治に責任を負うための実践的政治思想（治世観・政治哲学）として受容され、一般民衆には一般教養たる学問として広がっていった（赤嶺意見書（丙98）2頁）。

^{はねじちょうしゃう}羽地朝秀や^{ていじゅんそく}程順則による儒学の伝来を受けて、1676年には、本件施設の前身である孔子廟が建設されたが、久米村の士族は、中国において学んだ儒学を琉球に導入する大きな役割を担っていた（高良意見書（丙96）4頁）。久米村では、当初は天妃宮内の一室で儒学の教育がなされていたが、1718年には、上述の^{ていじゅんそく}程順則の建議によって本件施設の明倫堂の前身となる旧明倫堂が、孔子廟の隣に創建され、そこで儒学の教育がなされた（赤嶺意見書（丙98）2頁）。また、王国の拠点である首里でも「國學」（1798年創設）のほか、「首里三平等」とよばれる首里一円の三つの場所に、それぞれ平等学校所が設置された（赤嶺意見書（丙98）2, 3頁）。

さらに、19世紀に入ると、各地に村学校所が置かれるようになり、儒学の初等教育が村学校所、中等教育が平等学校所、上級が首里の國學でもおこなわれるようになっていった（赤嶺意見書（丙98）2頁）。

このように、本件施設に関わりのある儒学（儒教）は、実践的政

治思想（治世観・政治哲学）や一般教養としての道徳・学問として、琉球社会全体に受容されていったものであった。

その教育内容は、官話や詩文、中国皇帝に皇上する表奏文、中国の福建の対外外交の窓口となっていた福建布政使司に提出する咨文など外交文書の作成等の上級教育などであり、儒学（儒教）テキストとしても、上述の六諭衍義が用いられるなど、この儒学（儒教）は、実践的政治思想（治世観・政治哲学）や一般教養としての道徳・学問であった（赤嶺意見書（丙98）3頁）。

(4) 琉球王国の外交手段としての儒学（儒教）の普及

琉球王国では、薩摩軍侵攻後の幕藩制国家への従属を契機として、様々な日本の制度や文化が持ち込まれ、王国の変容が進んだが、中国と日本という両大国の間にあった琉球は、王国としての独自性を發揮するためにはその状況に対処する施策の推進が求められた（高良意見書（丙96）3頁）。

すなわち、琉球王国としては、幕藩制に従属しつつも、中国との外交（朝貢貿易）を図ることで独自の立場で発展していく必要があった（高良意見書（丙96）3頁）。

そのため、琉球（特に久米村）においては、官生（中国の国子監で学ぶ留学生）や勤学（福州で学ぶ留学生）などによって中国ルートで伝來した儒学（儒教）により、中国化を示しつつも、薩摩の命令で派遣された儒学者である泊如竹等や日本から流入した訓点を使用するテキスト等により薩摩藩の儒学も受容していた（上里意見書（丙97）7頁）。

従って、琉球における儒学（儒教）は、中国との外交のための中国化の手段でありつつ、一方で、薩摩への従属を示す手段でもあった（上里意見書（丙97）7頁）。

(5) 儒学（儒教）の宗教的側面の非伝来